



目次	ページ
告示	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（4件）	（治山林道課） 1
○公共測量の終了の通知	（用地対策課） 1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	（防災砂防課） 1
○道路の区域決定	（道路課） 2
○道路の区域変更（2件）	（ " ） 2
○道路の供用開始（2件）	（ " ） 2
落札公告	
○落札者等の公告（3件）	（公営企業局 県立病院課） 2

告 示

高知県告示第123号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
平成26年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年5月農林水産省告示第720号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第124号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規

定により告示する。
平成26年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年5月農林水産省告示第725号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第125号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
平成26年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成9年6月農林水産省告示第1011号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第126号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
平成26年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年11月農林水産省告示第1653号

- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第127号
国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から平成25年10月高知県告示第641号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成26年1月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成26年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第128号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成26年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

室戸市中里
（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	室戸市佐喜浜町字中里字ケ川北	1875
2	〃 〃 字児山	5082-2
3	〃 〃 字妙見山	5104
4	〃 〃 〃	5096
5	〃 〃 〃	5089
6	〃 〃 字中里木ノ宮	2046-1
7	〃 〃 字中里法蔵坊前	2021-2

(2) 区域
標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。
その関係図面は、平成26年3月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
室戸市佐喜浜町字榎山3604番2から 室戸市佐喜浜町字榎山3565番2地先まで	8.0 }	400
	18.0	

高知県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年3月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市以布利字シリカイ1116番2から 土佐清水市以布利字シリカイ1116番6まで	前	2.8 }	55
	後	2.8 }	55
		7.7	

高知県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年3月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市宝永町398番1から 安芸市宝永町518番2まで	前	8.6 }	252
	後	9.3 }	252
		12.9	

高知県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年3月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡東洋町野根字東ツシカ石乙3240番21から 安芸郡東洋町野根字東ツシカ石乙3240番4まで	120	平成26年3月4日

高知県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年3月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山川野市
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香南市野市町東野字ソノ丸546番1から 香南市野市町東野字ソノ丸561番1まで	225	平成26年3月4日

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。
平成26年3月4日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
脳神経外科手術ナビゲーションシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日
平成25年12月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社シーメック 高知市南久保9番8号
- 5 落札金額
31,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成25年11月22日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知

県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年3月4日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
内視鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日
平成25年12月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社末徳屋医療器店 高知市本町二丁目3番14号
- 5 落札金額
64,575,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成25年11月22日



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年3月4日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
手術用顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日
平成25年12月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
四国医療器株式会社高知支店 高知市稲荷町10番7号
- 5 落札金額
37,905,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成25年11月22日